

「重要事項説明書【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>全般 <u>及び</u></p> <p>2.問合せ先<u>及び</u>受付時間 電話：<u>03-6805-5323</u>（平日 10 時～17 時）</p> <p>3.契約申込方法 お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、<u>あらかじめ約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。</u></p> <p>5.料金単価<u>及び</u>料金算定方法 (1) 料金は、基本料金、従量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、季時別標準プラン及び季時別 RE100 プランの従量料金は電源調達費調整額を加えたものといたします。</u></p>	<p>全般 <u>および</u></p> <p>2.問合せ先<u>および</u>受付時間 電話：<u>03-6277-5441</u>（平日 10 時～17 時）</p> <p>3.契約申込方法 お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、<u>あらかじめ約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。</u></p> <p>5.料金単価<u>および</u>料金算定方法 (1) 料金は、基本料金、従量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、季時別スタンダード、季時別再エネ 100 および季時別プレミアム RE100 の従量料金は電源調達費調整額を加えたものといたします。</u> <u>(4)Green Direct スタンダード・Green Direct 再エネ 100・Green Direct プレミアム RE100 の従量料金は、JEPX スポット価格(※)に連動するため、市場価格が下落した場合には電気料金が低減し、市場価格の高騰時には電気料金が高額となる可能性があります。</u> ※JEPX スポット価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場</p>

「重要事項説明書【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>7.延滞利息</p> <p>お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を<u>申し受けます</u>。詳細は、電気需給約款 第 24 条（延滞利息）をご参照ください。</p> <p>8.違約金</p> <p>(1)お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、電気需給約款に<u>基づき</u>、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2)お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、契約期間満了に先立って、お客さまが当社との契約期間途中で解約される場合には、違約金として<u>解約時点から契約期間満了までの期間の契約基本料金の 1.5 倍に相当する金額をお客さまに支払っていただきます</u>。</p> <p>ただし、特別高圧電力（Green Direct スタンダード、<u>Green Direct RE100</u>）、高圧電力（Green Direct スタンダード、<u>Green Direct RE100</u>）については、契約期間満了の 2 カ月前までにお客さまから当社に終了期日を通知した場合は、違約金は不要といたします。</p>	<p><u>取引における、当該一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマ毎のエリアブライスを指します。</u></p> <p>7.延滞利息</p> <p>お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を<u>申し受ける場合があります</u>。詳細は、電気需給約款 第 24 条（延滞利息）をご参照ください。</p> <p>8.違約金</p> <p>(1)お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、電気需給約款に<u>もとづき</u>、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2)お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、契約期間満了に先立って、お客さまが当社との契約期間途中で解約される場合には、違約金として<u>解約翌月から契約期間満了までの期間の契約基本料金の 1.5 倍に相当する金額を原則として申し受けます</u>。</p> <p>ただし、特別高圧電力（Green Direct スタンダード、<u>Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100</u>）、高圧電力（Green Direct スタンダード、<u>Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100</u>）については、2 カ月前までにお客さまから当社に終了期日を通知し</p>

「重要事項説明書【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p><u>新設</u></p> <p>9.契約電力の値または決定方法</p> <p>(1)高圧で契約電力が 500 キロワット以上または特別高圧の場合の契約電力は、原則として、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(2)高圧で契約電力が 500 キロワット未満の場合の契約電力は、原則として、その 1 ヶ月の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p>	<p>た場合は、違約金は不要といたします。</p> <p><u>(3)原則として、高圧で契約電力が 500 キロワット以上または特別高圧の場合(協議制)のお客さまが、お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、契約期間満了に先立って、お客さまが当社との契約期間途中で契約電力を減少される場合には、違約金として契約電力変更月から契約期間満了までの期間の契約電力減少分基本料金の 1.5 倍に相当する金額を申し受ける場合があります。ただし、特別高圧電力 (Green Direct スタANDARD、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100) 、高圧電力 (Green Direct スタANDARD、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100) については、2 カ月前までにお客さまから当社に契約電力減少を通知した場合は、違約金は不要といたします。</u></p> <p>9.契約電力の値または決定方法</p> <p>(1)<u>原則として</u>、高圧で契約電力が 500 キロワット以上または特別高圧の場合(<u>協議制</u>)の契約電力は、原則として、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 <u>契約電力をこえて電気を使用された場合には、再度お客さまとの協議によって契約電力を変更させていただく場合があります。</u></p> <p>(2)<u>原則として</u>、高圧で契約電力が 500 キロワット未満の場合(<u>実量制</u>)の契約電力は、原則として、その 1 ヶ月の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p>

「重要事項説明書【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>17. RE100 プランの電力の特徴</p> <p><u>(1)「RE100 プラン」については、再生可能エネルギーの電気および FIT 電気に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。</u></p> <p><u>(2)インバランス発生や修繕、事故、系統からの出力抑制依頼などやむを得ない場合には、再エネ比率が 100%とにならないこともあります。その場合でも証書により CO2 排出係数ゼロの実質的な再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。</u></p> <p>19. 需給契約の変更</p> <p>当社は、電気需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款の内容およびその効力発生時期をウェブサイトまたは電子メール等の電磁的方法でお知らせいたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の</p>	<p>17.「再エネ 100」・「プレミアム RE100」の電力の特徴</p> <p><u>(1)再エネ 100</u></p> <p><u>再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。</u></p> <p><u>(2)プレミアム RE100</u></p> <p><u>RE100 基準に適合した再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、RE100 基準に適合した再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。また、GHG プロトコル新基準にて検討されている時間単位での再エネ供給（アワリーマッチング）も実施いたします。</u></p> <p><u>※この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。</u></p> <p>19. 需給契約の変更</p> <p>当社は、電気需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款の内容およびその効力発生時期を Web サイトまたは電子メール等の電磁的方法でお知らせいたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の</p>

「重要事項説明書【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>電気需給約款によります。</p> <p>20.その他 電気使用量および電気料金のお知らせ、電気需給約款、契約締結前の供給条件等の各種説明、契約締結後の契約条件通知書面等は、書面での交付に代えて、<u>ウェブサイト</u>または電子メール等の電磁的方法により交付いたします。</p>	<p>電気需給約款によります。</p> <p>20.その他 電気使用量および電気料金のお知らせ、電気需給約款、契約締結前の供給条件等の各種説明、契約締結後の契約条件通知書面等は、書面での交付に代えて、<u>Web サイト</u>または電子メール等の電磁的方法により交付いたします。</p>

以上